

(3) 業務制限

依頼者の利益保護と、職務の公正を確保するため、調査士が業務を行ってはならない場合が規定されている。



「**筆界特定手続代理関係業務**」とは、以下の3つを指します。

- ① 筆界特定手続の代理
- ② 筆界特定手続の書類作成（※電磁的記録の作成を含む）
- ③ 上記2つについての相談

「**民間紛争解決手続（ADR）代理関係業務**」とは、以下の2つを指します。

- ① ADRの代理
- ② 上記についての相談



「**社員**」と「**使用人**」とは

「社員」とは、調査士法人の出資者である調査士をいい、「使用人」とは、調査士法人に雇用されている調査士をいいます。

ア 公務員・仲裁人として取り扱った事件についての業務制限

- ① 調査士は、**公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない（法 22 条の 2 第 1 項）。**

ここでの「公務員」とは、筆界特定における筆界調査委員等を指し、「仲裁人」とはADR手続における仲裁人を指す。これらの立場において取り扱った事件については、調査士はいかなる業務も行ってはならない。



通常の調査士業務である、調査・測量なども行うことはできません。

イ 「協議を受けて賛助した」「依頼を承諾した」「協議の程度・方法が信頼関係に基づく」と認められる事件についての業務制限

- ① 調査士は、「**筆界特定手続代理関係業務**」または「**ADR代理関係業務**」に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、またはその依頼を承諾した事件は、「**筆界特定手続代理関係業務**」または「**ADR代理関係業務**」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 2 項 1 号、第 3 項）。

調査士（認定調査士を含む。以下において同じ）は、Aから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けて賛助した（依頼者を擁護するような見解を示したり助言をした）または依頼を承諾した事件については、その相手方であるBから「筆界特定手続代

理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。これは、依頼者の利益保護と、職務の公正を確保するための業務制限である。



当事者の一方の依頼を承諾した事件やアドバイスをした事件については、その相手方から同じ事件について依頼を受けることはできません。依頼を受任している場合は双方代理の禁止に該当しますし、依頼を受任していない場合であっても、職務の公正さが確保できなくなるためです。

この規定は、調査士法人においても同様です（法 36 条の 3 第 1 項 1 号、第 2 項 1 号）。

- ② 調査士は、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるものは、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 2 項 2 号、第 3 項）。

調査士は、A から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けた事件で、相談の程度と方法が信頼関係に基づく判断される場合は、その相手方である B から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



「協議を受け、その程度及び方法が信頼関係に基づく」場合は、依頼を承諾した場合と同程度として扱われます。

この規定は、調査士法人においても同様です（法 36 条の 3 第 1 項 2 号、第 2 項 1 号）。

- ③ 調査士法人の社員または使用人であった調査士は、業務に従事していた期間内に、調査士法人が「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について、相手方の協議を受けて賛助し、またはその依頼を承諾した事件で、自らこれに関与していたものについては、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法 22 条の 2 第 2 項 4 号、第 3 項）。

法人を脱退した社員または使用人は、法人が A から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けて賛助をした（助言した）または依頼を承諾した事件で、自ら関与していたものは、

その相手方であるBから当該事件に関する「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



元社員・元使用人が、法人にいたときに「**自ら関与した事件**」については、法人脱退後にその相手方からの依頼を受けることはできません。

- ④ **調査士法人の社員または使用人であった調査士は、業務に従事していた期間内に、調査士法人が「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与していたものについては、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法22条の2第2項5号、第3項）。**

法人を脱退した社員または使用人は、法人がAから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について相談を受けた事件で、相談の程度と方法が信頼関係に基づくと判断される場合で、自ら関与していたときは、その相手方であるBから当該事件に関する「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



②と同様、「**協議を受け、その程度及び方法が信頼関係に基づく**」場合は、依頼を承諾した場合と同程度として扱われます。

ウ 使用人のみの業務制限

- ① **調査士法人の使用人は、調査士法人が相手方から「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任している事件については、「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を行ってはならない（法22条の2第2項6号、第3項）。**

法人の使用人は、法人がAから「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」について受任している場合において、その事件の相手方であるBから当該事件に関する「筆界特定手続代理関係業務」または「ADR代理関係業務」を受任することができない。



使用人は、社員と異なり競業禁止規定がないので、個人として業務を受任することが可能です。しかし、既に法人が受任している事件については、その相手方からの依頼を受けることはできません。